長浜市監査委員公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第１９９条第４項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和８年１０月２７日

長浜市監査委員　　安原　　徹
長浜市監査委員　　三浦　良勝
長浜市監査委員　　桐山　惠行

１　監査の実施期間及び対象

⑴ 期　間

令和８年９月１０日から令和８年１０月１日まで

⑵ 監査対象

北部政策課、未来こども若者課、秘書広報課、政策デザイン課、
デジタル行政推進課、会計課、防災危機管理課、議会事務局、
監査委員事務局・公平委員会事務所

２　監査の概要

令和８年度の事務事業に関する所管業務の執行状況に対して実施した。

３　監査の結果

所管業務及び予算経理事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められた。